

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年7月まで

昭和41年にA社を退職後、B市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間当時はパート勤務をしながら頑張って保険料を納付し続けてきたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月30日にA社を退職し、同年5月に国民年金に加入した後、C社に再就職する47年8月までは国民年金保険料を納付したとしている。

社会保険庁の記録によれば、昭和41年5月から46年3月までの59か月間は納付済みとなっており、申立期間である46年4月から47年7月までの16か月間は未納となっている。しかし、申立人の夫は、昭和28年5月1日から平成13年まで継続して同一会社に勤務しており、この間の家庭の経済状況に大きな変化はみられないほか、申立人はパート勤務をしながら、国民年金保険料を納付したとしており、申立期間だけを納付しないはずがないとする申立人の主張に特に不自然さはみられない。

また、申立人は昭和38年4月の結婚以降、申立期間を除いて国民年金保険料を完納しているほか、厚生年金保険との切替手続を適切に行っており、年金保険料を納付する意欲が高かったものと認められる。

さらに、B市に保管されている申立人の国民年金被保険者名簿では、申立期間のほか、社会保険庁の記録では納付済みとされている昭和45年4

月から 46 年 3 月までの期間についても未納となっており、同名簿と社会
保険庁の記録とに齟齬^{そご}がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民
年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和30年12月から31年2月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を30年12月27日に、資格喪失日に係る記録を31年3月1日に訂正し、30年12月から31年2月までの標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和30年12月から31年2月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和35年2月1日から同年2月3日までについては、申立人のB社C営業所における厚生年金被保険者資格取得日は、35年2月1日であると認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月27日から31年3月1日まで
② 昭和35年2月1日から同年2月3日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和25年3月にD市のE社に入社し、平成18年7月にF市のB社のグループ会社を退職するまで、継続して勤務していたはずであり、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する労働者名簿から、申立人は、昭和25年3月26日にE社に入社し、平成18年7月20日にB社のグループ会社を退職するまで、両社及び両社のグループ会社に継続して勤務していたことが確認できる。

申立人は、社会保険事務所の記録から、申立期間①の前後の期間において、E社のグループ会社であるA社での厚生年金保険の被保険者記録が認められ

るが、申立期間①の被保険者記録は無い。

しかし、A社は、昭和35年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も所在が不明であることから、E社に事情を聴取したところ、「当時、当社にはグループ会社は多数あり、人事記録上、E社の職員でありながら、厚生年金保険はグループ会社で資格取得させることがあった。当時、A社はグループ会社であり、グループ会社で勤務を継続していた申立人が、途中で厚生年金保険の資格を喪失することは有り得ない。」と供述している。

事実、申立人が氏名を挙げた同僚に確認したところ、いずれの同僚も申立人が同じ職場で勤務していたことを記憶している上、「E社で勤務していたと思っていたが、申立期間①における厚生年金保険は、A社で加入した記録となっている。」と供述している。

以上のことから、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険に加入し、保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認するのが相当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管するA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の昭和30年11月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上当時の事業主の所在も不明であるが、社会保険事務所の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番はみられないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主による資格取得届及び資格喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に申立てに係る資格得喪に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年12月から31年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が氏名を挙げている同僚は、「申立人とは、昭和35年1月末まで同じ職場で同じ整備業務に従事していた。私は引き続きE社に勤務したが、申立人は2月からB社C営業所に異動した。」と供述している。当該同僚は、社会保険事務所の記録から、A社が適用事業所でなくなった35年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、同日にE社において被保険者資格を取得し、被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 35 年 2 月 1 日に B 社 C 営業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和30年10月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月7日から31年2月15日まで
昭和27年9月1日から32年11月9日までの期間は、A社C支社及び同社B工場に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同一企業内に在籍していたのに途中で被保険者記録に空白期間が生じることが考えがたいことから、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支社及び同社B工場に共通する人事、総務の業務を担当しているD社が保有する労働者名簿により、申立人は30年10月7日に同社C支社から同社B工場へ転勤し、同工場で32年11月9日まで勤務していることが確認できる。

また、申立期間当時、A社B工場の上部機関であった同社C支社の担当者は、「異動者については、異動先の事業所で、速やかに厚生年金保険に加入させることとしていたので、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料をB工場において、給与から控除されていたと考えられる。申立期間において未加入となっているのは、B工場が厚生年金保険の資格取得に係る届出を漏らした可能性もある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社B工場により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所のA社C支

社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和30年10月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は、昭和41年2月に適用事業所でなくなっており、関係者の所在が不明であり、このほか確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年6月まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。A社を辞めた後、社会保険労務士に加入手続を行ってもらい、保険料を納付したのに、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に居住していたB市では、申立人の国民年金被保険者名簿は廃棄済みであるが、同市は昭和47年度から平成7年度までの各年度の「収滞納一覧表」を保管しており、同一覧表から、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していた事実を確認することはできない。

また、申立人から提出された昭和60年及び61年の確定申告書(写)に記載の社会保険料控除額欄の内訳額について、当該確定申告書を作成した税理士事務所に照会したところ、両年の社会保険料控除額には、国民年金保険料は含まれていないとの説明があった。

さらに、申立人には申立期間について国民年金の加入手続を行った記憶が無いほか、申立期間に係る保険料を納付していた事実をうかがわせる関連資料は無く、周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 60 年 12 月 1 日まで
② 昭和 60 年 12 月 28 日から 62 年 5 月まで

昭和 57 年 8 月ごろから 62 年 5 月まで A 社（昭和 57 年 8 月から 59 年 11 月までは B 市の C 店、59 年 12 月から 62 年 5 月までは D 町（現在は、E 町）の F 店）で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管しているスナップ写真及び同僚の供述から、申立人が昭和 58 年 5 月から 60 年 12 月までは、A 社で勤務していたことはいかがえる。

しかし、申立人が当時の同僚として氏名を挙げた 7 人のうち、C 店店長など 2 人は同社での厚生年金保険の被保険者記録があるものの、申立人と同様にホール担当であった 4 人は申立期間において同社での被保険者記録が無いほか、F 店の景品交換所で勤務していた 1 人も同社での被保険者記録が無い。

また、これら同僚のうち 1 人から、「申立人は主任として勤務していた。」との供述を得たことから、A 社に確認したところ、「賃金台帳等は既に廃棄しているものの、昭和 58 年及び 59 年の厚生年金保険者報酬月額算定基礎届が保管されており、当該届出を確認したが申立人の氏名は無い。店長は必ず厚生年金保険に加入していたが、主任は必ずしも全員が厚生年金保険に加入していたとは言えない。」と供述している。

さらに、同社は「雇用保険と厚生年金保険はセットで加入させていた。」としていることから、申立人の雇用保険の被保険者記録を確認したところ、厚生年金保険の加入期間と同じ、申立期間②の直前である昭和 60 年 12 月 1 日から同月 27 日までの期間の被保険者記録が確認できることから、申立期間①には厚生年金保険に加入させていないことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、昭和 62 年 4 月まで A 社 F 店に勤務した後、別会社の G 店に勤務したと申し立てているが、戸籍の改製原附票を確認したところ、申立人は 61 年 3 月から G 店に住み込みで勤務していることがうかがえることから、申立期間②の大部分の期間において A 社に勤務していなかったものと考えられる。

なお、G 店は、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人がほぼ同時期に A 社を退社したと記憶している同僚の厚生年金保険の資格喪失日は昭和 61 年 1 月 3 日となっていることが確認できるほか、申立人は「F 店を退職した後、しばらくの間、H 市で過ごしていた。」と供述していることから、同年 1 月から 3 月までの期間についても、F 店で勤務していなかったと考えられる。

さらに、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月25日から22年9月25日まで
A社には、昭和21年2月5日から22年9月25日まで勤務していた。しかし、A社での厚生年金保険加入記録は、21年2月5日から同年9月25日までとなっており、21年9月25日から22年9月25日までの厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日を22年9月25日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立期間において申立事業所で厚生年金保険に加入している者のうち、連絡先の判明した5人に照会したところ、このうち2人から、申立人のことを覚えている旨の証言が得られ、この2人のうち、昭和21年11月に申立事業所での被保険者資格を喪失している実姉は「私が退職した時に、まだ弟は申立事業所に在職していたと思う。」と供述しているものの、他の1人は申立人が申立期間に勤務していたかどうかは不明と回答しており、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できない。

また、申立事業所は、昭和56年4月29日に適用事業所でなくなっており、当時の代表取締役は所在が不明で申立事業所の年金業務を担当していた者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金の適用状況について関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、法務局の商業登記簿から確認できた当時の取締役に照会したが、申立人のことを覚えていないとのことであり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用の事実をうかがわせる具体的な供述を得ることはできな

った。

加えて、申立人は、給与明細書等の厚生年金保険料の控除の事実を示す関係資料を所持しておらず、他に申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
昭和 60 年 10 月 31 日付けでA社を退職するときに、同社の担当者から、「厚生年金保険の加入期間は4年あったほうがいい。保険料を全額自己負担で、引き続き厚生年金保険をかけることができる。」との案内を受け、会社の人に昭和 60 年 11 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの保険料として、約 30 万円を一括して渡した記憶があるので、申立期間に厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 60 年 5 月 1 日改正前の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 15 条では、厚生年金保険の被保険者期間が 10 年以上である者が、被保険者でなくなった場合において老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないときは、その者は厚生年金保険の第四種被保険者（任意継続被保険者）となることができる旨規定されている。

しかし、申立人は、申立期間の始期である昭和 60 年 11 月 1 日の時点において、厚生年金保険の加入期間が 43 か月しかないことから、申立期間において厚生年金保険の第四種被保険者となることはできない。

また、申立人が、申立期間について、第四種被保険者保険料を支払っていたとする事実を確認できる関係資料は無く、申立人が納付したとする金額も、申立期間の第四種被保険者保険料を納付した場合の金額と大幅に異なっており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。